相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市栗駒文字内峰三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　四ノ宮登志美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

宮城県大崎市古川旭二丁目三番地五　二階北側　弁護士法人菅原・佐々木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　俊男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東尾久八丁目二六七九番地、最後の住所栃木県日光市木和田島三二一七番地三　被相続人　亡　竹井　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一号　オノセビル五階　相続財産管理人　弁護士　小野　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区船堀二丁目三二番地、最後の住所東京都江戸川区船堀二丁目一九番二三号　被相続人　亡　関口　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡睦沢町岩井一〇六三番地、最後の住所東京都千代田区麹町二丁目六ノ九　被相続人　亡　市原　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

東京都千代田区麹町一―三―一一麹町第二センタービル三〇一松本克己法律事務所　相続財産管理人弁護士　松本　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区大塚四丁目四八番、最後の住所東京都豊島区東池袋五丁目四二番七号　被相続人　亡　山中　俊幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

事務所東京都港区赤坂四―九―一七赤坂第一ビル一階いちょう坂法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村上　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川三丁目三七番地、最後の住所東京都足立区梅田四丁目一二番一四号　被相続人　亡　乙幡　幸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

事務所東京都中央区日本橋一―二―一〇東洋ビルディング九階入澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥田　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区本牧町一丁目一五一番地、最後の住所東京都江戸川区江戸川三丁目四八番地第二ひかり荘二〇三　被相続人　亡　畑田　富夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大崎一丁目二〇番、最後の住所東京都足立区保木間四丁目三一番一号ふちえ明生苑　被相続人　亡　阪本　アサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　布目　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区中目黒五丁目一〇一七番地、最後の住所東京都港区白金三丁目七番二号カーサ白金二〇二　被相続人　亡　荒木　達彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

東京都新宿区左門町一三番地一号　四谷弁護士ビル四〇七号　相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県滑川市高月町五三九番地、最後の住所富山市西宮二六一番地二二　アバガーデンコート東岩瀬四一〇号　被相続人　亡　渡邊　博久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

富山県富山市西田地方町三丁目六番三〇号　富山みらい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡中川村片桐三五九四番地、最後の住所長野県上伊那郡辰野町大字平出一八九三番地五　被相続人　亡　米山　喜平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

長野県上伊那郡辰野町大字平出二三七九番地四　相続財産管理人　司法書士　川村　和康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市天王町三丁目五四番地、最後の住所愛知県名古屋市昭和区広路本町二丁目一〇番地広路苑一〇六号　被相続人　亡　福岡　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

愛知県名古屋市中区栄三丁目一番一号広小路第一生命ビル四階中日綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鳥居　佑樹

第９期決算公告

平成29年1月11日

名古屋市中区丸の内二丁目16番４号

株式会社Pacific Diner Service

代表取締役　松永　晋

貸借対照表の要旨

（平成28年２月29日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	482,024
	固定資産	169
	資産合計	482,194
負債及び純資産の部	流動負債	126,264
	株主資本	355,929
	資本金	3,000
	利益剰余金	352,929
	その他利益剰余金	352,929
	（うち当期純利益）	(73,026)
	負債・純資産合計	482,194